

平成 23 年 3 月 9 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「リース会計に関する論点の整理」に対する意見について

今般、標記論点整理に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(質問 3)

IASB および FASB の公開草案で提案されている短期リースに係る簡便的な会計処理は、実務上の見積りの困難性の問題があり、短期リースや少額のリースは、現行の日本基準に沿った賃貸借処理とすべきと考える。

(理由)

短期リースに対して提案された簡便的な手法は、更新または延長オプションを含めた最大限の発生し得るリース期間を算定し判断したうえで、使用権資産を算出して資産負債計上する必要があることから、実務上見積りは困難である。加えて、短期リース、そして備品等の極めて少額のリースについては、対象件別の網羅的な把握等に多大な負担がかかる一方で、重要性が低い資産であることから、システム対応を含む多大な負担に見合った財務諸表の改善にはつながらないと考える。

さらに、短期リースから生じる資産または負債を財政状態計算書に認識しないとする貸手の取扱いとの整合性も取れていないと考える。

なお、短期リースの定義については、オプション期間を除外したリース期間が 12 ヶ月以内のものとするべきと考える。

(質問4)

IASB および FASB の公開草案で提案されているリース期間に係る更新オプション等の取扱いについては、リース期間において行使が確実でないオプションを考慮しないことが適当と考える。

(理由)

IASB および FASB の公開草案で提案されたリース期間の見積り方法では、行使が確実でないオプションを有するリース契約において、リース期間における発生確率の見積りは実務上困難である。強制的に見積もる場合には主観的な要素が強く働くため、財務諸表の信頼性および比較可能性に懸念があり、その見積り結果が財務諸表利用者に対する有益な情報とはならない可能性がある。

銀行業界においては営業店舗を不動産賃借することが多いが、一般的な不動産賃借契約は、6ヶ月前の通告で解約可能な自動更新契約のケースが多い。こうした契約において、個別物件の立地環境や相対的な物件の経済的優位性、収益性等の判断材料をリース開始時点において期間の見積りを行うことは困難であり、提案された見積り方法に従った見積り結果が、当該リース取引を忠実に表現しているとは限らない。

また、論点整理第 161 項にも記載されているとおり、借手の意思によって解約可能なリース期間部分まで負債として認識することについては、借手が何ら追加的な負担を負うことなくその支払を回避することができるため、借手がそれを負債として認識し、貸手がそれを資産として認識することは適切ではないと考えられる。

さらに、提案された方法でリース期間を見積もるためには相当のコストが必要であり、リース期間については、行使が確実でないオプションを考慮しないことが適当と考える。

以 上